

## 『集権型システムと自治体財政』を読む

国家経済研究会が 1 年前にズーム形式で「再開」され、毎回参加してきた。若い世代の研究者などとの貴重な研究交流の場となっており、これまでに 2 回報告してきた。

10 月研究会は写真の 2 冊が取り上げられる。左は著者の川瀬憲子さんが報告するので、そちらを紹介して、研究会でコメントしよう。まずは序章から、本書の課題や構成を抜粋して概観したい。



本書の課題は、現行の憲法の理念からみた政府間財政関係の再編過程と、それが地方財政に及ぼす影響について、主として交付税と補助金に焦点を当てながら検証することにある。憲法改正をめぐる動きや地方行財政制度の改革をめぐる動きを指摘して、本書の位置づけを次のように述べる。

本書では、こうした一連の動きの中、交付金事業と地方交付税に焦点を当てながら、集権型システムによる集約型国土再編の政策展開によって、地方財政や地方自治にいかなる影響が及ぼされるのかについて論じることとした。神野直彦教授は日本の地方財政の特徴を「集権的分散システム」として説明してきた。本書では人口減少時代において集権型集約システムへと転じている点に着目し、「集権的分散システム」から「集権型集約システム」への再編過程と位置づけたい。

本書の構成は、第 1 章にて政府間財政関係再編の動きを、政府予算と地方財政計画との関係で整理し、地方交付税のトップランナー方式と行政部門の市場化について取り上げる。第 2 章では「地方創生」集約型国土再編と国による地方財政措置の関係、第 3 章ではスーパー・メガリージョン構想とリニア中央新幹線開発、第 4 章では東日本大震災の復興過程における市町村合併がもたらした功罪、第 5 章では新型コロナウイルス感染症対策と伊豆山土石流災害、第 6 章では鉄道高架事業による巨大公共開発について、静岡県などの調査研究から考察する。補章では、地方自治・地方財政と憲法改正をめぐる論点について紹介し、地方財政権の確立と住民主権について論じていく。

序章の紹介からも、著者の意気込みが伝わってくる。研究会で時間があれば、「集権型集約システム」の「集約」の意味、地方財政改革について質問したい。第 2 章から第 6 章の事例分析は示唆に富むことも多いが、本書の総論(課題)との関係についても聞いてみたい。

(2022 年 10 月 29 日)